２　新モビリティサービス事業計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　新モビリティサービス事業を実施する区域
二　新モビリティサービス事業の目標
三　新モビリティサービス事業の内容
四　新モビリティサービス事業の実施時期
五　新モビリティサービス事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
六　前各号に掲げるもののほか、新モビリティサービス事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項
３　国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その新モビリティサービス事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
一　新モビリティサービス事業計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。
二　新モビリティサービス事業計画に定める事項が新モビリティサービス事業を確実に遂行するため適切なものであること。
４　前項の認定を受けた新モビリティサービス事業者（以下「認定新モビリティサービス事業者」という。）は、当該認定に係る新モビリティサービス事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。
５　第三項の規定は、前項の認定について準用する。
６　国土交通大臣は、第三項の認定に係る新モビリティサービス事業計画（第四項の変更の認定があったときは、その変更後のもの）が第三項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定新モビリティサービス事業者が当該新モビリティサービス事業計画に従って事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
７　第三項の認定及び第四項の変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（共通乗車船券）

第三十六条の三　新モビリティサービス事業者がその新モビリティサービス事業計画について前条第三項の認定（同条第四項の変更の認定を含む。）を受けた場合において、当該新モビリティサービス事業計画に定められた新モビリティサービス事業（第三十八条において「認定新モビリティサービス事業」という。）を実施しようとする者が当該新モビリティサービス事業として発行する共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引を行おうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、共同で、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることができる。
２　前項の規定による届出をした者は、鉄道事業法第十六条第三項後段、軌道法第十一条第二項、道路運送法第九条第三項後段又は海上運送法第八条第一項後段の規定により届出をしたものとみなす。

（新モビリティサービス協議会）

第三十六条の四　地方公共団体は、新モビリティサービス事業の実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「新モビリティサービス協議会」という。）を組織することができる。
２　新モビリティサービス協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
一　地方公共団体
二　認定新モビリティサービス事業者その他新モビリティサービス事業計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者及び港湾管理者
三　関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者
３　第一項の規定により新モビリティサービス協議会を組織する地方公共団体は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知しなければならない。
４　前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。
５　新モビリティサービス協議会において協議が調った事項については、新モビリティサービス協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
６　認定新モビリティサービス事業者は、新モビリティサービス協議会が組織されていない場合にあっては、地方公共団体に対して、新モビリティサービス協議会を組織するよう要請することができる。
７　国土交通大臣及び都道府県（第一項の規定により新モビリティサービス協議会を組織する都道府県を除く。）は、新モビリティサービス事業計画の作成が円滑に行われるように、新モビリティサービス協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。
８　前各項に定めるもののほか、新モビリティサービス協議会の運営に関し必要な事項は、新モビリティサービス協議会が定める。

（道路運送法の一部改正）

第二条　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。
第九条第四項中「より」の下に「当該運送に係る運賃等について」を加え、「関係者が当該運送に係る運賃等について合意している」を「関係者間の協議が調った」に改める。
第十二条の見出し中「掲示」を「公示」に改め、同条第一項中「、国土交通省令で定めるところにより」を加え、「営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければ」を「公示しなければ」に改め、同条第二項中「営業所その他の場所において公衆に見やすいように掲示しなければ」を「公示しなければ」に改め、同条第三項中「掲示した」を「公示した」に改め、「ときは」の下に「、国土交通省令で定めるところにより」を加え、「営業所その他の場所において公衆に見やすいように掲示しなければ」を「公示しなければ」に改める。
第十四条ただし書中「運送する場合」の下に「、一般乗合旅客自動車運送事業について運送の申込みを受けた順序による旅客の運送を行うことにより輸送の効率が著しく低下する場合」を加える。
第十五条の二第六項中「ときは」の下に「、国土交通省令で定めるところにより」を加え、「営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければ」を「公示しなければ」に改める。
第二十条中「除く」の下に「。第二号において「営業区域外旅客運送」という」を加え、同条に次のただし書を加える。
ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
一　災害の場合その他緊急を要するとき。
二　地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合として国土交通省令で定める場合において、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において当該地域における旅客輸送を確保するため営業区域外旅客運送が必要であることについて協議が調った場合であつて、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるとき。
第二十八条第一項中「一般乗合旅客自動車運送事業者」を「一般旅客自動車運送事業者」に、「他の旅客」を「他人」に改め、同条第二項中「前項の」を「一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する」に改める。
第三十八条第四項中「ときは」の下に「、国土交通省令で定めるところにより」を加え、「営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければ」を「公示しなければ」に改める。
第六十四条の見出し中「掲示」を「公示」に改め、同条第一項中「自動車道事業者は」の下に「、国土交通省令で定めるところにより」を加え、「営業所その他の事業所において公衆に見易いように掲示しなければ」を「公示しなければ」に改め、同条第二項中「掲示した」を「公示した」に改める。
第七十八条第二号中「。以下この号において同じ」を削り、「一の市町村の区域内の住民」を「地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者」に改める。